

**電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令案に対して
提出された意見及びそれに対する総務省の考え方**

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	個人	改正案に反対するものではありませんが、改正案の算定の根拠について、経済情勢の変動に係る具体的な数値をお示しの上ご教示ください。何故今 50 円上昇させる必要があるのか(あるいは何故 50 円に留めたのか)非常に関心がある一方で情報が少なすぎます。	日当の額の上限は、人事院勧告に基づく給与改定率を考慮して 50 円単位で調整しています。 給与改定率は、ここ数年上昇しており、現行の 8,000 円に平成 30 年の給与改定率 0.16%を乗ずると 8,013 円になることから、これを下回らないよう 8,050 円とするものです。	なし